

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社コンヴァノ
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区桜丘町22番14号 N . E . S . ビルS棟B3F
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年7月7日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	アクセルマーク株式会社
証券コード	3624
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社コンヴァノ
住所又は本店所在地	東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルS棟B3F
事務上の連絡先及び担当者名	上四元 絢
電話番号	03-3770-1190

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年7月2日
訂正箇所	表紙 第1【発行者に関する事項】 第2【提出者に関する事項】 1【提出者（大量保有者）／1】 （1）【提出者の概要】 【提出者（大量保有者）】 （2）【保有目的】 （3）【重要提案行為等】 （5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分 の状況】 （6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

訂正事項

(訂正前)

【表紙】

【住所又は本店所在地】

東京都渋谷区

(訂正後)

【表紙】

【住所又は本店所在地】

東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルS棟B3F

(訂正前)

【表紙】

【提出日】

2026年7月2日

(訂正後)

【表紙】

【提出日】

2026年7月7日

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

2026年7月2日に提出いたしました大量保有報告書について、記載内容の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第27条の25第4項に基づき、下記のとおり訂正いたします。

(訂正前)

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	アクセルマーク株式会社
証券コード	3624
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

(訂正後)

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	アクセルマーク株式会社
証券コード	3624
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(2)【保有目的】

アクセルマーク株式会社を連結子会社化するため

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(2)【保有目的】

発行会社との資本提携を目的として第三者割当により取得したものの、発行会社のヘルスケア事業の推進、企業価値向上及び中長期的な保有を目的とする。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(3)【重要提案行為等】

払込期日(2026年7月2日)から6か月間の譲渡制限(ロックアップ)

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(3)【重要提案行為等】

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年7月2日	普通株式	45000000	68.90	市場外	取得	20

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2026年5月29日付株式引受契約に基づき、発行会社を実施する第三者割当により普通株式45,000,000株を取得。

払込日は2026年7月2日。

また、本株式については払込日から6か月間の譲渡制限(ロックアップ)が設定されており、発行会社の事前の書面による承諾なく、売却、担保設定、貸付その他一切の処分を行わない。

さらに、ロックアップ期間中は発行会社の事前承諾なく追加取得を行わない旨を定めた買増し禁止条項が定められている。